

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「システム・ソフトウェア技術支援サービス」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2021年 4月 1日 から 2022年 3月31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：タノ ミホ
担当者名：太野 美穂
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：mitano@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2021年 1月25日(月) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類

- ・不具合対応に関するメーカーの許可証(写) 2部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2020年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2021年 1月 6日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 水原 泰 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2021年1月6日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「システム・ソフトウェア技術支援サービス」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メール

システム・ソフトウェア技術支援サービス
仕様書

2021年度

公益財団法人 核物質管理センター

1. 件名

システム・ソフトウェア技術支援サービス

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）情報管理部が使用するIBM Power System及びその周辺機器で使用するシステム・ソフトウェアにかかる技術支援を受注者に提供させるための仕様について定めたものである。

受注者は、対象プログラムの内容、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 契約範囲

受注者は、システム技術支援サービスとして、以下のサービスについて、電話等による遠隔手段で提供すること。

なお、受注者が有効かつ必要と判断した場合は、オンサイトにてサービスを提供すること。

(1) 問題対応支援サービス

対象プログラムに問題が生じた場合、問題を受け付け、問題解決のための技術支援を次のとおり提供すること。

- ① 対象プログラムの問題の解決に必要な資料を基にし、問題の判別を支援すること。
- ② 問題が対象プログラムの障害に起因すると判断した場合には、この問題を対象プログラムの契約の受付窓口への取り次ぎを支援すること。
- ③ 問題が対象機械に起因すると判断した場合には、コールセンターへの取り次ぎを支援すること。
- ④ システムの復旧措置に関して、バックアップ情報及び復旧手順を確認し、復旧作業を支援すること。
- ⑤ 受け付けた問題の解決までの進捗を管理すること。

(2) 技術相談サービス

対象プログラムの利用方法に関する技術相談に応じること。

(3) 定期訪問及びシステムログ調査

設置場所に定期的に訪問してシステムログの調査を実施し、問題を発見した場合には解決方法をセンターと協議すること。

(4) 予防保守

- ① 重要なPTF、予防保守PTFに関する情報の提供及びPTFを適用するためのスケジュールを立案すること。
- ② 重要なPTF、予防保守PTFの適用を実施すること。

4. 対象範囲

(1) 対象機械

メーカー	番号	機械名称	数量	備考
IBM	8025-E6D	IBM Power 740 Express	2	
	8202-E4D	IBM Power 720 Express	1	
	2076-124	Storwize V7000	1	
	2076-524	Storwize V7000	1	
	2498-F24	IBM SANスイッチ SAN24B-5	2	
	2498-X24	IBM SANスイッチ SAN24B-5	2	
	3573-L2U	TS3100 テープ・ライブラリー	2	
	4345-DN1	SP8200 プリンター	1	

(2) 対象プログラム

メーカー	番号	プログラム名称	数量	備考
IBM	5770-SS1	IBM i	1	
	5733-RDW	Rational Developer for i	1	
	5733-WQE	DB2 Web Query for i	1	
	5765-PVE	PowerVM Enterprise Edition	1	
	5769-FNT	AFPフロント(DBCS) AS/400用 V4	1	
	5770-AF1	AFP Utilities	1	
	5770-HAS	PowerHA SystemMirror for i	1	
	5770-PT1	Performance Tool for i	1	
	5770-QU1	Query for i	1	
	5770-ST1	DB2 Query Manager&SQL Development Kit	1	
	5770-WDS	Rational Development Studio for i	1	

5. 対象プログラム設置場所

(1) 保障措置情報処理システム

茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地53

センター 東海保障措置センター内指定場所

(2) 情報処理バックアップシステム

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36

センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

6. 実施期間

2021年4月1日から2021年11月30日まで。

7. 業務内容

本業務を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、適用マニュアル、取扱説明書を充分理解のうえ実施するものとし、受注者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について実施要領を定めるものとする。

8. 業務に必要な資格等

- (1) 受注者は、技術員に、対象プロダクトのアーキテクチャーを理解している者、若しくは、対象プロダクトのアーキテクチャーの講習を修了している者を当てること。
- (2) 対象プロダクトの保守について、実務経験がある者を当てること。

9. 提出書類

	書類名	提出期日	部数	備考
1	実施要領書	契約後または変更の都度速やかに	1部	
2	情報セキュリティ管理計画書	契約後速やかに	1部	
3	技術支援報告書	上記契約範囲に係る技術支援の実施の有無を明記し、支援を実施した場合にはその内容を記載し、翌月後1週間以内を限度に提出すること	1部	毎月
4	情報セキュリティ管理報告書	納期までに	1部	
5	その他センターが必要とする書類			詳細は別途協議

(提出場所)

センター 情報管理部 情報整理課

10. 検査

受注者は契約範囲に係る技術支援業務を実施した場合、技術支援報告書を作成し、センターの検認を受けるものとする。

11. 検収条件

実施要領書、技術支援報告書の有無及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたとセンターが認めたときをもって業務完了とする。

12. 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、「センター 情報セキュリティポリシー

一」、「情報管理規程」及び「情報管理要領」（以下「情報セキュリティ関係規程」という。）に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。特に、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制についてセンター担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、センター担当者から管理情報を提供された場合には、当該情報の区分に応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、提供されたことを証明する書類を提出すること。
- (3) 受注者は、本業務において受注者が作成する情報については、センター担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、情報セキュリティ関係規程に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受注者においてセキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、センター担当者から提供された管理情報が契約終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、センター担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。なお、返却又は破棄したことを証明する書類を提出すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、当該業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

13. 適用法令

- (1) センター 情報セキュリティポリシー
- (2) センター 情報管理規定
- (3) センター 情報管理要領

14. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した、当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を、センターの施設外に持ち出して発表もしくは公開、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。
- (2) 受注者は異常事態等が発生した場合、センターの指示に従い行動するものとする。
- (3) 受注者は従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事

者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。

- (4) PTFや修正プログラム等を、磁気テープを除くCD・DVD等の媒体でセンターに提供する場合、媒体の情報セキュリティ上の健全性を示す書面等を提出すること。ただし、この書面を提出できない場合は、センターの内部規定に従って、媒体の情報セキュリティ上の健全性を確認する。
- (5) その他仕様書に定めのない事項については、センターと協議のうえ決定する。

以 上